

平成30年加美町議会第2回定例会会議録第3号

平成30年6月8日（金曜日）

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	6番	伊藤由子君
7番	木村哲夫君	8番	三浦英典君
9番	沼田雄哉君	10番	一條寛君
11番	工藤清悦君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	三浦又英君	18番	早坂伊佐雄君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	工藤義則君
危機管理室長	長田裕之君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	佐藤和枝君
特別徴収対策室長	浅野仁君
農林課長	長沼哲君
農業振興対策室長	嶋津寿則君

森林整備対策室長	猪 股 繁 君
商工観光課長	岩 崎 行 輝 君
建設課長	三 浦 守 男 君
保健福祉課長	内 海 悟 君
子育て支援室長	佐 藤 法 子 君
地域包括支援センター所長	千 葉 桂 子 君
上下水道課長	大 場 利 之 君
小野田支所長	岡 崎 秀 俊 君
宮崎支所長	今 野 仁 一 君
総務課長補佐	伊 藤 一 衛 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教育総務課長	二 瓶 栄 悦 君
生涯学習課長	遠 藤 肇 君
体育振興室長	上 野 一 典 君
農業委員会事務局長	太 田 浩 二 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	武 田 守 義 君
次 長	内 海 茂 君
主幹兼総務係長	内 出 由紀子 君
主幹兼議事調査係長	後 藤 崇 史 君

議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 4号 平成29年度加美郡土地開発公社決算について
- 第 3 報告第 5号 平成29年度株式会社加美町振興公社決算について
- 第 4 報告第 6号 平成29年度一般社団法人加美町畜産公社決算について
- 第 5 報告第 7号 平成29年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 第 6 報告第 8 号 平成 29 年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
について
- 第 7 報告第 9 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決
定について）
- 第 8 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正
する条例）
- 第 9 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例）
- 第 10 議案第 42 号 加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例
の一部改正について
- 第 11 議案第 43 号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 12 議案第 44 号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
改正について
- 第 13 議案第 45 号 加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地
域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改
正について
- 第 14 議案第 46 号 加美町集会所条例の一部改正について
- 第 15 議案第 47 号 加美町山村ふれあい公園条例の一部改正について
- 第 16 議案第 48 号 町道路線の認定について
- 第 17 議案第 49 号 平成 30 年度加美町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 18 議案第 50 号 平成 30 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 19 議案第 51 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 20 議案第 52 号 加美町固定試算評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 第 21 議案第 53 号 加美町固定試算評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

- 第 2 2 議案第 5 4 号 加美町固定試算評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 第 2 3 議案第 5 5 号 加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
を廃止する条例の一部改正について
- 第 2 4 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について（平成 3 0 年度町道長清宮崎線橋
梁架け換え工事）
- 第 2 5 議案第 5 7 号 物品購入契約の締結について（平成 3 0 年度雪寒機械（1 1 t
級車輪式除雪ドーザ・ロータリ装置付）購入）
- 第 2 6 議案第 5 8 号 物品購入契約の締結について（平成 3 0 年度加美町住民バス車
両（2 9 人乗り）購入）
- 第 2 7 請願第 1 号 公衆用道路の自由往来に関する請願書について
- 第 2 8 議員派遣の件について
- 第 2 9 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 9 まで

午後2時00分 開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番一條 寛君、11番工藤清悦君を指名いたします。

日程第2 報告第4号 平成29年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、報告第4号平成29年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 本日もよろしく申し上げます。

報告第4号平成29年度加美郡土地開発公社決算についてご報告申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成29年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成29年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 大分前からのこの事業実績がないということであります。

それで、今後この公有地とするべく土地の所得あるいは造成等の計画、考えがあるかどうかお尋ねをいたします。

それと同時に、もしなかった場合、それでも今後公社を継続する利点というものはどういうものかお尋ねをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。お答えをさせていただきます。

この加美郡土地開発公社につきましては、色麻町と加美町両町で構成しているわけでございますけれども、過般5月のたしか23日だったと思いますが、理事会を開催をしたところでござ

います。お互いお話が出されました。色麻町におきましては、今年度の事業計画といたしましては、工業団地、今の積水の工業団地を西側に拡大をするといったような計画をお持ちのようでございます。

ただ、その財源といたしましては、地方債、起債を活用するというので、この開発公社は利用しないというお話でございました。

それ以降のものにつきましては、今のところその計画といったものは持っていないという状況でございます。

この公社の存続ということでございますけれども、昨年もその存続について検討しろということで、事務局一任となっておりました。

今回ご報告をさせていただきましたのは、今のところその公社の活用等々はないのでありますけれども、突発的に経済状況の変化等々によりまして、どんな事業が出てくるかわからないと。解散するのは理事3名おりますけれども、2人の合意によって解散は可能ですけれども、いざ必要になった場合、かなりの労力が伴うと。解散してまた新たに設立するとなれば、大きな労力が伴うということになりまして、もう少し様子を見てはどうかということで、今年度におきましては存続という結論に至った次第でございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 公社の必要とする利点。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

公社の利点ということでございますが、大口の土地買収が生じた場合、これ公社のほうで借金をするというふうなことでございまして、それを各自治体では償還をするということでございますので、利点というのは、今申し上げましたように、大きな土地を取得する場合、公社が窓口になって借金をすると。その借金について各自治体がお支払いをすると。償還をしていくということで、町が借金をするのではなくて公社が借財を負うというようなことになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 報告ですから、余り突っ込みたくないんですけれども、この先行取得の手法として、今加美町にある土地開発基金3億5,000万円ですか、そういったものもありますし、手法として公用地、公共用地取得事業債、こういったものもあるかと思いますが、その関連でお尋ねをいたしました。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今議員ご指摘のとおり、土地の取得におきましては、いろいろな起債あるいは基金等々ございますけれども、この公社もその一つというふうに考えてございますので、存続につきましては、その状況を見ながら判断をさせていただければと、このように思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号平成29年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第3 報告第5号 平成29年度株式会社加美町振興公社決算について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、報告第5号平成29年度株式会社加美町振興公社決算について報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 報告第5号平成29年度株式会社加美町振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社加美町振興公社の平成29年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております第2期の平成29年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） それでは、何点か質問しますけれども、おととい一般質問したわけなんですけれども、アウトドア事業関係です。それで、説明によりますと、何種類もレンタサイクル、カヌーとか、今度ランニングバイクも出てきますよね。それらは、利用料金で公社が管理運営との説明でした。

聞きたいのは、この決算報告の中に平成29年度のいろいろ実績とございますか、損益計算からいろいろあるんですけれども、その中にも見当たらないと。

あとそれから、一番来年度の平成30年度の事業計画ですか、その中にこれページ数で19ページですよ。これ以降にずっと施設単位あるんですけれども、この中でもそれらに対してのど

れぐらいの利用者があって、公社でどのぐらいの利用料金が入ったのかというのが入っていません。

これは、来年度からまず計画だけじゃなくて、まず平成29年度である、今回であれば平成29年度の実績を上げてもらおうと。平成30年度の計画を上げてもらおうと。

質問は、これに載っていないのはどこに入っているのか。

それから、このアウトドア事業関係、さっき言ったレンタサイクル、カヌー、それからランニングバイク出てくるんですけども、これは公社との取り決め、契約、どのようにして公社に委託といいますか、この関係をさせるようにしたのか、説明いただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

アウトドア関係の使用料については、この表の中では個別のものは細かいのは出ていないんですが、それぞれ数字としては持っておりますので、もしお時間いただければ報告はさせていただきますと思います。

あと、平成30年度につきましては、17ページのほうで平成30年度経営方針がございますが、アウトドア関連継続ということで、平成29年度と同様継続をしていただくということになります。ただ、先日来より新たないろいろメニューがまた出てきておりますので、例えばこの後ご審議いただきます子ども用の自転車等につきましては、適切かどうかはちょっと何とも言えないんですが、状況を見た上でその成果を精査しながら、数字として反映させていければというふうに考えております。よろしくお願いたします。

それぞれ担当といいますか、公社の部署ごとに、例えば自転車とか受けていただいているような状況で、契約書の中に具体的な細かい明記まではされていないと思います。その辺ちょっと済みません。確認をさせていただきます。

○議長（早坂伊佐雄君） 利用料の件は口頭で申し上げますか。来年度からの資料の中にとということよろしいですか。

早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 来年から実績とあと計画と入れるようにしてください。

それで、今課長が契約がはっきり何かわかるような答弁なかったんですけども、これに関しては、契約ではないはずですよ。というのは、薬師の湯でも例えばゆ〜らんどでもどこでも入り込み客数あって、その利用料金取っていますよね。であれば、それで全部やればいいのであって、これ指定管理ですから、指定管理としてこのアウトドア関連事業に対して、例えばレ

ンタサイクルであればどのぐらいになるんだよと、公社から出していただいて、そして、町と出たものをすり合わせして、50万円だか100万円だかわからないんですけども、あとそれから、ランニングバイクとカヌーあるんだけど、それひっくるめても構わないんです。そうやって公社から指定管理料どのぐらいになるかを出していただいて、別個に指定管理料として出さないと、それで儲ければ逆にほかの分出すことないし、多分足りないですよ。

ですから、50万円でも100万円になると思うんです。それは、アウトドア事業ということで、別に、指定管理料の中に反映させてやらないと、公社はだから何だか職員が公社に押しつけと言ったのはその関係なんですけれども、やっぱり公社でも一般の会社と同じですから、その辺はしっかりと契約してやらないとまずいと思うんです。その辺もう一回。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

平成29年度からいろいろ幾つか新たなメニューがふえているのが現状でございますが、議員ご指摘のとおり、担当と公社の職員さんとの協議はさせていただいているんですが、それが結果的に本来であれば、ご指摘のとおり金額が先に出てということだと思っておりますが、申しわけありませんが、その辺がちょっと逆になっておりますので、今後については、なるべく事前に協議をして、平成31年度以降の指定管理料に反映することができる部分については、していくようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 部分じゃなくて、必ず部分になるんです。だから、このアウトドア事業関係ということで、まとめて、ことしもあるんですから、昨年度の分はもう何もなくてやらせていますよね。

だから、ことしの分で、平成30年度からしなくてはだめだと思いますよ。全部まとめて、公社から出させて、100万円になるか200万円になるかわからないんですけども、あとは観光課のほうで精査して、そして、ことしからやると。来年じゃなく。お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

公社のことでございますので、私のほうからも答弁をさせていただきたいというふうに思います。

この公社の決算について、早坂議員から大変ご心配をおかけして、皆さんに対して、そして株主の皆さんに対しても公社が大きな赤字を平成29年度出してしまったということで、そうい

うご心配の面から、早坂議員のご質問も出ているんだというふうに思っております。大変申しわけないことだというふうにも思っております。

この公社合併いたしました2年前、公社の立場で物を申し上げますと、町がまだ小野田、宮崎、中新田が合併したときもそれぞれ借金を背負って合併しました。それに対して国から合併特例債や振興基金の設置やら、経済対策やら優遇策がいっぱいあって、それらを活用して財政を健全化にこれまで導いてきたんだというふうに思います。

公社については、そのようなことがなかったわけです。同じような合併でしたけれども、ただ、公社として自力で町に余り迷惑かけずに、町からも指定管理料上乘せをしていただいたわけですが、それでも公社のそれまでの蓄積の剰余金などを使ったり、あるいは合併に際して3町の、3公社の社員の給料の格差を是正する、あるいはシステムを統一していくというようなことについては、公社が公社のお金でリースなどを設けたりしてやってきたわけです。

それらを合併2年間で何とか回収できればというような思いで来たわけですが、昨年の大雪、長雨等で、例えばパークゴルフでしたら、もう4,000人ぐらい一昨年よりお客様が減って600万円ぐらいの減収にもつながってしまった等々がございまして、逆に、合併当初の赤字を増大させてしまうことに結果としてなっていました。

しかし、この今回公社合併して3年目を迎えるに当たって、株主総会がありまして、新しい人員の配置が行われました。株主の承認もいただいて、新たに副社長を常任で公社本社に配置することができることになりました。その人は、地元加美町の出身で、仙台の大手の商社に入られ、貿易を担当して輸出入を担当して、シンガポール、香港、台湾など、海外勤務も長く、最終的には退職した後にアメリカの会社の社長さんをされて、400人の従業員で150億円の年商の会社の社長をされていたということですが、その方が戻ってこられたので、お願いをして副社長になっていただきました。

今この大きな赤字の決算、これまでの公社の数値を今見てもらっているわけですが、公社の強いところどこなのか。公社の弱いところはどこなのか。その弱いところを強くするためにはどうしたらいいのか。それを阻害するものは何なのかということは今一生懸命見ていただいております。

もちろん、その人が1人来たからといって、すぐに好転するわけではございませんけれども、できるだけその人の力を発揮できるような体制をつくる必要があるというふうに思いますし、指定管理料についても過不足なく精査をして、必要な経費については適正な配分をしていただく。計上していただくということも含めて、これからこの公社の赤字を何とかこれから2年

ぐらにかかるかもしれませんが、埋めていって、そして、将来性のある会社にしていくようにしていきたいというふうに考えております。

今早坂議員からいただいたご提案等については、担当課、それから公社ともお互いに話し合いをして、必要なところについては必要な、しかし、町の税金を余り多分に使うことのないように、正しいあり方をお互いに話し合っつけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 今副町長のほうから答弁をいただきましたが、総会の様子についてお伺いしようと思っておりましたが、そういった答弁をお聞きしましたので、あえてしませんが、日ごろから私たちが思っていた公社にとって一番必要な民間活力の導入といった、そういった側面が今回改善されていくのかなというふうに期待を抱かせるような答弁だったかと思いますが、人事の刷新とか、経営の見直し等々において、そういったことが今後期待されていくのかどうか、改めて確認をしたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

株主総会は、余り質問もなく、承認をいただいたわけですが、この第三セクターでの公社というのはどうしても町の税金が入っておりますから、ある意味利用者の方々も民間的な視点というよりは、社会的な貢献とか、福祉とか、そういうものを期待されます。ですから、私たちもついその公社もそれに力点を置くような形になります。一番欠けていたものは、経営という面での、お話のような民間の視点というふうに思います。

今回ずっと民間で第一線で仕事をされていて、そういうことに精通している人がなりました。その人に決算を見てもらった第一声は、よくやっているねということでございました。

そういう民間の視点を導入して、そして一方では、町民のサービス、福祉ということもバランスよく両立できるような体制をとっていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） まず、8ページの取締役・監査役会のところで、平成30年2月21日取締役会ということで、第1号議案の中で予算について承認というのがあります。その次に、3月27日の取締役の第2号議案の中で、平成29年度指定管理料変更申請承認の件というのがあります。この件について伺いたいのと、それに関連して、ページ、19ページになりますが、こちら

の表の一番下に指定管理料（決定額）、その下に指定管理料（取締役会）ということで、取締役で出た金額よりも決定額が300万円減となっているということだと思っておりますが、この説明。

2つ目は、20ページの中で、町からの業務委託料、例えば薬師の湯に60万円、それとずっと右側のほうに行きまして、ワサビの関係で、委託の500万円というのは、ことしの予算案にありますので、確認しました。その上の補助金の120万円というのがちょっとざっと見た限りではわからなかったんですが、この件についてお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

まず、第1点でございますけれども、8ページの2月21日取締役会で町に対して指定管理を申請をします。そのときは、取締役会の承認を得て、公社としてこういう事業にこれぐらいの指定管理料を町に対して申請しますということを承認いただきます。それが2月の取締役会です。

第2号議案の平成29年度指定管理料変更については、たしかもう3月議会で燃料費の増額に対して補正をさせていただいたので、指定管理料が変更になりますということを取締役に申請をしたということでございます。

それから、19ページでしたか、19ページ、指定管理料の先ほど申し上げた指定管理料取締役会で申請をして、それから、町のほうで予算査定して決定をしているというところの差ですけれども、この300万円というのは、これまではぶな林のところのボルダリング施設になりましたけれども、あそこも含めて指定管理料に入っておりましたが、ボルダリング施設ができましたので、そのところを除くことになりました。ただし、建物が1つということで、光熱水費は、公社が一括してお支払いをするということで、その300万円については、ボルダリングからの指定管理者から公社に対して300万円をいただいて、それで光熱水費やあの辺の清掃一体を行うということで話がお互いの中ですてありますので、ここところは結果的には同額ということになります。

それから、薬師の湯の業務委託料の、山葵栽培園の120万円については、障害者雇用という観点でいただいているものでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 薬師の湯の業務委託料の60万円というのと、もう1点済みません。

あわせて、今度は町のほうで指定管理料の申請というか、このぐらいいただきたいということとで上がってくるんだと思うんですが、それに対してどのような査定というか、されているのか。その点お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 薬師の湯においても障害者を雇用して、1人、ですから、この金額でございます。ちょっとそれは確認をさせていただきます。済みません。

あとは、査定は、私が申請して私が査定するという形になるとまずいので、企画財政課から答えさせます。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

昨年まで商工観光課にいたということで、今答弁をさせていただくということでお許しをいただきたいと思います。

査定に関してでございますが、基本的には会社の経営努力でお願いをしたいということで考えてございますが、特に、昨年度もございましたけれども、燃料が想定よりも上がったと。そういう社会的な要因という部分はやっぱり加味させていただくということにしております。

あと、いろいろアウトドアの関係で、人員のほうも公社のほうではその部門もつくってやられているということもございますので、そういう部分に関しては、やはり人件費のほうはそのままプラスをさせていただいていると。

それがアウトドアということで、明確にこの査定の中で出てきているということではないんですが、そういうような配慮もさせていただきながら査定をさせていただいているということでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

60万円思い出しました。除雪費でございます。あの辺の一带の除雪を支所から委託を受けて、公社のほうで除雪をしております。

○議長（早坂伊佐雄君） 11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 町長にお伺いをしたいと思います。

観光客と申しますか、交流人口の増のためにさまざまな施策を打っているわけですがけれども、特に昨年はツール・ド・347、またシートゥーサミット、報告書の3段落目の「シートゥーサミット」は「ツー」でなくて「トゥ」というふうに書きますので、事務局の後藤君から指摘、私

原稿書いたとき怒られましたので、「ツー」でなくて「トゥ」でございますので、後藤君それでよろしいんですね。

それで、町長、アウトドアランド形成の中で、実際はロードバイク、またはカヤックを用意する。そしてボルダリング施設。これからはランニングバイクというふうなことで、かなり集客力を高める施策を行っているわけですが、常々経済効果につながっているというふうなお話をされていますけれども、私が本当の真の経済効果というのは、やはり薬業施設群の収益が上がって、指定管理料が圧縮ぐらまで経営が成り立つのが本当の意味での経済効果なのかなというふうな思いもさせてもらっています。

そういった意味で、今後その施策を展開する中で、やっぱりモンベルとの連携の中で、より財布のひもが緩むような仕掛けと申しますか、そういうものについてお考えあれば、伺わせていただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この薬業のみならずでありますけれども、この弱点は、やはり冬期間の利用客がぐんと減るといふところ、これは私は最大の弱点だろうと思っております。

ですから、何とかここの冬期間の集客を高めたいというふうには思っております。

スノーシューを購入し、スノーシューのコースを設定したというのもそうでありまして、ボルダリングも天候に左右されずに、冬でも活用できるというのもその一つでありますし、こういった環境整備をしましてまいりましたので、これからはやはりそういった冬期間も含め、誘客をしていくと。

とりわけ大事なものは、私はインバウンドだろうと思っております。やはり国内ではある程度の限界があるだろうと思っておりますので、やはり特に東南アジア、雪を見るだけでも喜ぶという方々でありまして、大分ふえてもきておりますので、やはりインバウンドを取り組むための動きというものを今年度多言語化のパンフレット作成等々も準備しておりますけれども、計画しておりますけれども、公社と一緒に、今度常勤の副社長が海外経験、海外とのコネクションも強い方でありまして、そういった方の人脈なども生かしながら取り組んでまいりたいというふうには思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 今町長からもお話ありましたように、スイスの活動の資源というんですかね、分厚くなったような感じはします。

そういった中で、やっぱりよそからの人たちだけじゃなくて、町内の方々も享受できるというような部分の仕掛けもつくっていく。特に、副町長からもあったんですけども、福祉の部分、それから子どもたちの部分、子どもたちからお年寄りまでの網羅できる部分がそろいつつあると思いますので、総力戦として、行政がそれぞれの既存団体なり町民の皆様にはやはりそういうものを、自分たちも企画することは大事なんですけれども、提供できるようなアピールの仕方というのも考えていただきたいと思いますので、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおり、健康増進施設でもございますので、町民には大いに活用していただきたいと思っています。

また、医療費、介護給付費、毎年1億円ずつふえておりますので、新たな収入を得ると、町の立場からしますと、例えば公社が収入をふやし、委託料、指定管理料が減っていくということ、これも大事でありますし、それから、町の財政を考えた場合には、やはり支出、そういった福祉関係の支出を抑えるという意味では、やはり健康増進というものにも力を入れなくてはなりませんので、ぜひこの観光施設群も観光施設群であると同時に健康増進の施設でもありますので、有効活用していきたいと思っておりますし、また、この加美町の場合には、この前お話ししたかと思えますけれども、女性の不健康期間が宮城県で一番長いという結果が出ました。この理由は、肥満なんですね。ご承知のとおり、肥満というのは子どものころから始まると言われておりますので、ぜひ子どもたちもボルダリングにしろ、あるいはスノーシューにしろ、1年を通して健康的な運動習慣をつけるという、そういったことにも取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますので、まさに議員がおっしゃるとおり、総合的に総力戦で取り組んでいかなきゃならないというふうに考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号平成29年度株式会社加美町振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第6号 平成29年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第4、報告第6号平成29年度一般社団法人加美町畜産公社決算について報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 報告第6号平成29年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてご報告申し上げます。

一般社団法人加美町畜産公社の平成29年度事業報告並びに決算は、お手元に配付しております平成29年度一般社団法人加美町畜産公社決算のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番沼田雄哉君。

○9番（沼田雄哉君） 9番です。この資料の1ページに事業報告が載っております。その中の土づくりセンターですけれども、これを見ますと堆肥の流通が円滑に進んでいないということで載っております。また、利用の拡大及び促進を図るために散布体制の再構築を検討すべき課題が残りましたと載っております。

そこで、平成30年度については、5ページに基本方針が載っております。このとおり進むんだらうと思いますけれども、これちょっともう少し具体的に説明をいただければと思います。

また、3ページ、ここに平成29年度の収支決算載っております。ここの売上高、エコ堆くん販売高、決算額で約493万円、これ1年間に生産される量の何割ぐらいなのかお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

まず、事業報告のほうの堆肥の流通が円滑に進んでいないといえますか、エコ堆くんの販売数量で平成28年度に比較して約70トンの減となっております。この要因につきましては、平成28年度に使っていただいた大豆農家、あとは集落営農で集团的に使っていただいた地区でエコ堆くんの使用を控えたということで、前年比70トンの減というふうになってございます。

散布体制なんですけど、どうしてもエコ堆くんにつきましては、500トンのパックで買ったときにマニアスプレッダがないと振れないというのがありまして、その辺の散布体制の再構築を農家さんなり公社のほうで平成30年度に考えていきたいというふうなことでございます。

2点目のエコ堆くんの販売高、先ほどお話ししたとおり、70トンが減りましたので、単純に生産量からすれば80%程度になります。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 15番下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 15番、畜産公社の中の公共牧場についてお伺いをいたしたいと思います。

決算についてはありませんけれども、基本方針いろいろたっておりますけれども、農家の規模拡大を支える、それから技術、サポート、サブファーム機能として、その役割が評価されているわけでありましてけれども、予算のときもちょっと触れさせていただきました。200頭規模でやっておりますけれども、約150頭ぐらいですかね、今入っている、大体七十数%ということですが、問題はいろいろあると思います。

ただ、その中で、乳牛部門が50頭、和牛が150頭規模でやっているわけなんですけれども、いわゆる乳牛の育成部門については、受け入れ満杯のようですね。ですから、稼働が悪いのが和牛ということで、そこで、これからの基本方針として、農家の利用者のニーズに応じていくというようなことでは、もっと酪農の受け入れを育成のほうを受け入れにするような考えは持っておられますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

役員会等でもその話は出ておりますが、平成30年度につきましては、まず、乳用牛の預託料を100円値上げをさせていただきました。肉用牛のほうは今現在妊娠牛しか預託を受けておりません。これを妊娠していない牛も引き受けをして、放牧場のほうで種つけをして畜産農家さんのほうにお返しをするというふうな考え方も今持っております。

そのために、平成30年度予算の中で指定管理獣医師、巡回で定期的にその獣医師さんに点検なり、もし話がまとまれば種つけだったりをやってもらうというふうな形で、預託牛の数量をふやそうということで、一応平成30年度はやっていこうというふうに考えてございます。

ことし1年やってみまして、乳用牛、どうしても牛舎が不足ということであれば、ある程度検討はしなきゃならないのかなというふうな話にはなっております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 畜産農家と話してみると、やはりそういったような希望があるようなので、そういったことについて対応やっていたらなと思っております。

葉菜の放牧場は、ほかの県とか他の放牧場と比べて非常に特徴があります。いわゆる長短ありますけれども、いわゆる放牧といっても実質舎飼いということで、舎飼いですらそういった受け入れ体制をつくるということでもあります、やっぱり今の構造、畜舎の構造なんかも問題になってくると思うんですけれども、そういった点もやっぱり配慮していかなければならないのかなと思っておりますし、一番和牛で評価されている農家の声をここでお話ししますと、ほかの放牧場と違って、いつでも相談すれば時期を問わず受け入れをしているというふうなことで、

ほかだとやっぱり事故の関係でいじめられる牛が多く出ますから、やっぱりまとめて受け入れというふうなことをやっていると思うんですけども、うちらほうの放牧場については、事故非常に心配されますけれども、そういった対応をなされているということは、非常に農家の評価が高い。

ただ、それだけに、飼養される方の技術も求められると思います。観察力も求められると思いますので、そういった体制、指導をよろしくとっていただければと思いますので、そういったことについてちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

当然頭数もふえる、管理もきちんとやるということで、平成30年度の収支計画の中で事務管理研修費ということで、働いていただいている人の研修会といいますか、その研修をまめにやるというふうな形で、ことしはいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成29年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてを終了いたします。

日程第5 報告第7号 平成29年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第5、報告第7号平成29年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 報告第7号平成29年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年3月第1回定例会に上程し、議決をいただいております平成29年度加美町一般会計補正予算（第7号）の繰越明許費について、新エネルギー推進事業、地域新電力事業、下原地区定住促進宅地造成事業のほか、13事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成29年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第6 報告第8号 平成29年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第6、報告第8号平成29年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 報告第8号平成29年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年3月第1回定例会に上程し、議決をいただいております平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の繰越明許費について、中新田浄化センター水処理施設場内整備工事委託、ほか2事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第8号平成29年度加美町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第7 報告第9号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第7、報告第9号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）の報告を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 報告第9号専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本案件は、平成29年12月29日午前4時ごろ、加美町小泉字下大道108番地付近の町道鳥屋崎小野田線上において、宮崎支所職員が除雪車両を運転し、除雪作業を行っていた際、雪の吹きだまりに埋もれて動けなくなった相手方車両に吹雪のため気づかず、道路上の雪とともに押し

除けたことにより、相手方車両の左前方ドア付近に接触し、損傷を与えたことに対しまして、過失割合が町100%により、賠償額が決定いたしました。

そこで、地方自治法第180条第1項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償については30万円を超えない範囲内において、その額を定めること、及びこれに伴う和解に関することに当たりますことから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第9号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第8 承認第1号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第8、承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する奨励が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、加美町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、個人住民税の非課税の範囲について、障害者、未成年者、寡婦または寡夫の非課税限度額の限度額を「125万円」から「135万円」に引き上げるもの、個人住民税の均等割非課税限度額を10万円引き下げるもの、個人住民税の所得控除の基礎控除と調整控除において前年の合計所得額が2,500万円以下という所得要件を設けるもの、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設け、紙巻きたばこの本数への換算方向

を規定し、5年間で段階的に実施するもの、たばこ税の税率を1,000本当たり「5,262円」から「5,692円」に引き上げ、4年間で6,122円、6,552円と3段階で引き上げるもの、「わがまち特例」による固定資産税の課税標準の特例措置において、新エネルギー発電事業の用に供する売却資産について、2年間延長を行うもの、また、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として、導入促進基本計画に適合した中小企業の一定の設備については、「わがまち特例」として3年間課税標準をゼロと定めるもの、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税額の3分の1を2年間減額すると定めるものなどのほか、法令等の改正に伴う引用条項等の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第2号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第9、承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険の財政責任主体が町から県になる法律改正に伴い、課税額の定義を変更するもの、課税限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げる一方、低所得者の国民健康保険税軽減を拡充し、5割減額の対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行「27万円」から「27万5,000円」に、また、2割減額の対象となる世帯の判定所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を現行「49万円」から「50万円」に引き上げるもの、非自発的失業者の国民健康保険税を軽減するための特例対象被保険者等に係る届け出において、マイナンバーによる情報連携により把握ができるのであれば、納税義務者は雇用保険受給資格証明書の提出を不要とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 議案第42号 加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第10、議案第42号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第42号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、根拠法令の改正に伴い、主任介護支援専門員更新研修の受講に係る経過措置について、受講要件を満たす者は、経過措置期間が終了するまでは主任介護支援専門員とみなすことを規定したものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号加美町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第11、議案第43号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第43号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、介護サービスの基準を定める厚生労働省令が公布されたことに伴い、地域密着型サービス事業に関する基準が本年3月に改正されたことから、関連する条例を改正するものがあります。

改正の主な内容についてご説明いたします。

関係政令の改正により、政令で定めるものの範囲が拡大することに伴い、指定期巡回随時対応型訪問介護・看護を提供するものの範囲を従前どおりとするため、必要な定義規定を加えるほか、文言の整理等の改正を行うものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第12、議案第44号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第44号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件についても、前議案と同様に、省令が改正されたことから、条例を改正するものであります。

改正の内容は、介護保険法の改正に伴い、各項の整理を行うものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 済みません。省令改正に伴ってということでございますけれども、省令改正になった、その背景と伺いますか、そういうものについてと、このことによって我が町としてはどのように介護予防のための効果的な支援になっていくのか、その2つについて伺いたしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

今回の改正についてです。今回加美町地域密着型という、非常に長い条例でございますけれども、これにつきましては、介護保険法のほうで今まで1項立てだったものが3項立てになったということで、その文言が変わることなんですけれども、その法令の改正に合わせて文言の整理を行うものとなっております、この改正によりまして、関係してくる町の事業につきましては、介護予防認知症対応型通所介護事業というものになります。

この事業につきましては、認知症の要支援者が介護老人福祉施設あるいはデイサービスセンター、そちらに通いまして、介護予防を目的として受けるサービス、こういったものが対象になります。

なお、この介護予防認知症対応型通所介護事業につきましては、町内においてこれまで利用実績がないということから、第7期の介護保険事業計画の中では利用を見込んでいないという状況になっております。

ただ、利用希望がある場合には、対応可能ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第44号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第45号 加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第13、議案第45号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第45号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件についても、前議案と同様に、省令が改正されたことから、条例を改正するものであります。

改正の内容は、指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービスの申請者の資格について、法人であることを要件としていたものを地域密着型サービスのうちの看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所を開設している者について、法人格を有しない場合でも申請することを可能とする改正を行うものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第45号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後3時40分まで休憩といたします。

午後3時19分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第14 議案第46号 加美町集会所条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第14、議案第46号加美町集会所条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第46号加美町集会所条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、宮崎地区に設置している小泉集会所について、新しい集会所が完成したことに伴い、同集会所を廃止する条例改正を行うものであります。

小泉集会所は、農繁期に保護者の委託を受けて乳児や幼児を保育するため、昭和44年3月に旧宮崎町において設置されたもので、その後小泉集会所として利用されてまいりました。

設置から50年近くが経過し、老朽化も進んだことから、小泉行政区において新しい集会所の建設が進められ、本年2月に完成しております。

同集会所につきましては、条例に基づき、小泉行政区を指定管理者として管理業務を行ってまいりましたが、新しい集会所の完成に伴い、小泉行政区から指定管理に関する協定の解除の申し出がありましたので、平成30年3月31日をもって協定を解除したものであります。

以上のことから、集会所条例により設置している小泉集会所については、廃止するものであります。

また、同集会所は、今年度中に解体、撤去することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） この集会所の改正なんですけど、行政区ごとにいろいろな経営体でもって集会所なるものが運営されているケースがあり、通常ならば逆に新しいのを建てるので指定管理をお願いするというような状況がありますが、今度はその逆でもって指定管理を排除する、排除じゃない、解除ですかというようなことになって、その今回のこの小泉集会所の場合の背景というか、それに至ったケースの状況のまた詳しい説明をひとつ教えていただければありがたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今回の背景等というようなことでございます。今町長から提案理由の説明がありましたように、小泉地区においては50年近く経過をして、老朽化してきたというようなことで、行政区自体において新しい集会所を建設というような形で進められたものでございます。

この現在町、今回集会所条例に乗っている集会所として町が行政財産として持っている集会所でございますから、こういう形になっているということでございます。

このほか、行政財産になっている施設、集会所については、老人憩いの家という形で整備された施設が4カ所、産業活性化研修施設条例というようなことで、林業センターですとか、農林振興センターみたいな形で整備をされた形での集会所が5カ所ございます。この集会所条例には小泉集会所も含めて8カ所が条例に乗っていると。これらについては以前でございますが、町の施設であったりというようなことの場合と、そのほかには昔集会所として利用できるような補助事業の制度があったと。先ほど言った憩いの家ですとか、あと農林関係あるいは林業関係の補助事業等によって整備をしたということで、町の財産として整備をして指定管理等でお貸しをして利用していただいたというような経過があったというようなことでございます。

ただ、現状におきましては、新しい集会所建設というような形での補助事業というのは、実際ございませんで、そういった部分として、町が整備をするというのはなかなか難しいというような状況になっております。

そういったことで、今回の小泉集会所の新築整備に当たっても、宝くじの収益金を活用しました自治総合センターの助成金、これを活用して地区で整備を進められたというようなことになっております。

こういった形で、今後老朽化といいますか、それぞれ集会所の施設としてほかにもいろいろな形であるわけでございます。今お話ししている町の財産となっている集会所等についても今回公共施設等の総合管理計画、その中でも今検討をしておりますけれども、町の財産の部分についてはどう持っていくかというようなこともあわせて、その部分で検討を現在しているところでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 理解できました。

それで、今加美町にある行政区のほぼ3分の2以上は、建てかえなりなんなり、その補助金制度等を使って新しく改築されたりというパターンが多いと思うんですが、今後またその集会所なるものを新しく構築しようとした際には、補助金等もなくなりますし、どういう形でそれを考えればいいのかというようなご指導というか、今後の考え方として指針、方針、整備計画等々、どのようにお考えなのかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今集会所それぞれ大分年月がたってきている集会施設もございます。今お話ししましたように、町が財産として持っている施設、あとは行政区そのもので持っている施設というようなことで、いろいろあるわけでございます。そういった部分を全て今後どうしていくかというようなことについては、現時点で明らかな方向性というのは持つてはございませんけれども、先ほどお話をしました小泉集会所の例、自治総合センターの助成金を活用して、さらにその際補助残分について町が3分の1の助成をしているというようなこともございます。そういった制度をまず基本として、方向性的な部分については、検討かなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第46号加美町集会所条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号加美町集会所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第47号 加美町山村ふれあい公園条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第15、議案第47号加美町山村ふれあい公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第47号加美町山村ふれあい公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、平成30年度の地方創生事業として取り組む幼児向けランニングバイクの整備について、山村ふれあい公園多目的広場内にコース整備を行い、ランニングバイク用具を貸し出すことに伴い、加美町山村ふれあい公園条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、ランニングバイク用具の貸し出し料を1時間200円とし、別表に加えるもので、コースの使用料については無料としております。

ランニングバイクのコースにつきましては、さきの全員協議会では多目的広場の東側に整備するということで説明をいたしましたが、いろいろなご意見をいただき、パークゴルフ場でプレーをする方々への配慮や安全面も含め検討を行い、西側に配置することといたしました。

また、多目的広場は、ランニングバイクのほか、さまざまな利用が見込まれることから、利用エリアを明確にするため、境をネットで仕切り、広場の周辺には看板を設置し、利用案内や安全に利用するための注意事項について周知することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 先般の全員協議会での話し合いの結果、変更したわけなんですけど、その場所、コースを変更したということがこの図でよくわかりました。

安全上の観点から、関連事項についてちょっとお話お聞きしたいと思います。というのは、普段は大して困らないんですが、イベント等があったときに大会とか対抗試合みたいな小さな試合でも、そういったイベントがあったときにゴルフ場の駐車場が大変に混雑していて、たまたまパトロール、警察の方がパトロールに来て注意をされることが多々あるというお話を聞きました。

私も行ってみてお話を伺ったんですが、そういった観点から、ランニングバイクのコースの人たちも同じ駐車場を使うことになるのではないかと思うんですが、そういったときの、何か大会があったときの安全上の配慮として、第2駐車場の準備とか、看板の設置とか考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

駐車場については、大会があると多くの方々がいらっしゃって、確かに満員になります。

それで、近くにプールがあって、プールのところの駐車場かなり広くて、下のほうにもございますので、そちらのほうも使うことができますと。そちらのほうにも駐車をお願いしますという看板を立てる予定でおります。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） きょうこれ初めて見たんですけども、流れありますよね。それで、この水、葉葉の北斜面から湧き出ている水をここまで持ってきて、ちょうどあずまやのところで噴水にして流しているんです。ここのところに別途工事で2カ所ほど横断しますよね。こ

れどういうふうにするのか。

あと流れも何か別途工事と。これ変えるわけなんですかね。

あとそれから、このバイクコースの中に支障物はないんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

申しわけございません。この使った図面にももとの図面がちょっと古い図面でございます。この流れの下の別途工事とか、記載あるんですが、これはその当時のものでございまして、今回のこのコースには関係ないといいますが、これとは別だということで見ていただきたいと思います。

それから、実際に先日このコースを大まかな現場を見て、何か所かに植栽といいますか、植栽というよりはちょっと木が大分生い茂っているところが二、三カ所あるんですが、一応そこを避けて通るということで、これは一応その現場を見た上でこういった図に落としておりますので、そこは支障はないというふうにご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 植栽あると言ったのは、西側のほうに植栽あるはずなんですけれども、これはグリーンツーリズムである中学校が来て、記念植樹している分が多分これぶつかるなと思って質問したんです。

ですから、その辺うまく通り抜ければいいんですけれども、その心配があったから質問しました。

あと、これ流れがということは、この上のほうに向こうにある施設あるよね、こっち側に。コテージ。コテージのほうに水が今流れているんですかね。このルートとこの道路の間に今水流れているんですかね。どっちなんですかね。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

今回このコースを想定する時点で、特に現地は一切いじっておりませんので、この川の流れについてもこういった図面になっておりますが、現状はももとの現状のままでございまして、ちょっとこの図面どおりにあるいは現状がなっていない可能性はあるんですが、特に今回の関連ではいじる予定はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

済みません。あと植樹のほうにつきましても、記念植樹等確認をしております、かなり大

きくなっているというか、余り手を加えられていないような状況ですので、結構伸び放題のような状態ですが、その辺は確認した上で、このコースを設定させていただきました。

○議長（早坂伊佐雄君） 5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 済みません。単純な質問させていただきます。このランニングバイクの貸し出しは、管理棟で行うというような形になるのかとイメージしているんですけども、この台数、取り急ぎ20台というようなこの台数をここで預かるといいますか、入れられることは可能なのか。

あわせて、後から、きのうちちょっと一般質問でも触れたんですけども、トータル50台になる予定だとなった場合に、それが保管できるかというのが1点です。

もう1点が、未就学児専用ランニングバイク用具というふうになっていますが、これを借りられる年齢というのは限定するのでしょうか。要するに、小学校の低学年の方が借りることができるのか。

そうなった場合に、未就学児専用ランニングバイクという名前でもいいのかなという、私単純に思ったもので、その辺の例えば身長制限があるですとか、未就学児に限定するものなのか。そういったところの確認をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

まず、第1点目でございますが、当初20台ということで、管理棟の中で保管をしていただくという考えでございます。

ただ、現実問題かなり狭い状況でございますので、本当に入り切るかどうかというところは、実はちょっとまだ現物がございませんので、実際に入らない場合は、ちょっとまた検討しなければいけないと思っておりますが、2段、3段ラックをつくって、ある程度高さで何とか当初はカバーしたいなというふうに考えております。

それからあと、次年度30台追加ということで、合計50台になりますが、50台は到底この中には入り切れないと思っておりますので、この管理棟の外側にランニングバイクを置くようなラックをできればつくらせていただきたいというふうに考えております。

なお、最大50台なんですが、町内の幼稚園、保育所への貸し出しも予定しております。最初20台のうちの10台ぐらいは町内のほうに、幼稚園、保育所に貸し出しをということで、そちらも予定しております。

それから、2つ目でございますが、未就学の件なんですが、2歳から5歳ということで、こ

のランニングバイクについては、5歳までということで、それは一応このコースではそういう規定をさせていただきたいと思っております。

持ち込みで来られる方については、中にはもしかしたら小学校1年生、2年生の方がこのランニングバイクを持ってくる方もいるかもしれませんが、この管理棟で一旦受け付けをしていただくということにさせていただきますので、そこでチェックといいますか、一旦そこで確認はさせていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） まず、今の答弁に関して、私が言ったのはコースじゃないんですね。貸し出しする側、これは公社で貸し出しすることになるんですかね。

公社のほうで貸してくださいと言われた場合に、未就学児のみに貸し出しするということがいいんですね。

それから、その小学生には貸し出しできませんよと。小学校1、2年生ですと、もしかすると自転車まだ乗れなくて、こういったもので遊んでいる子どもたちもいると思うんですね。その場合に、これはあくまで貸し出しのランニングバイク用具を貸し出しをするという条例なので、その貸し出しについて、その部分で貸さないのかどうかというところを明確にしておかないと、管理する側も大変なのではないかなという思いがありました。

あと、プラスでもう1点。ランニングバイク、先ほど町長も別室のお話のときに冬の活用云々というようなお話をいただきました。ランニングバイク冬も活用できるのではないかと思います、その辺の想定をなさっているのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

一応原則は未就学児ということでございますので、5歳までということで、当面はそれではらせていただきたいというふうに思っております。

それから、冬期間でございますが、コース用にくいを打つんですが、冬期間当然除雪等もございますので、にくいを抜いたところでこのストライダーにそりをセットできるという、そういうものがございますので、そういったそりをセットした状態で遊んでいただくということも考えております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） このランニングバイク、あくまでも未就学児用の乗り物ですので、これ明確に未就学児ということであります。

冬期間につきましては、今やくらいガーデンさんとも話し合いをしております、やくらいガーデンさんのほうでもこのアタッチメントをつけて活用したいというお話も頂戴しておりますので、冬も有効活用していけるかというふうに思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 5番高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 最後に、管理50台はなかなか厳しいというようなお話がありました。きのうの一般質問でも触れさせていただきましたが、ぜひさまざまな置き場といいますか、活用方法を検討いただきたいという思いを伝えて終わりにします。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） まず1点は、この資料いただいたところに、安全ネット（仮設）とあるんですが、これは前に言われていたパークゴルフ場からボールが来るというものに対してなのか、どういう意味を持つのか。

それと、このコース以外、要するに安全ネットの右側、東側のほうも子どもたちの遊ぶ場として考えているのか。

それが1点と、次に、指定管理の関係で、山村ふれあい公園の委託料、指定管理料は58万8,000円ということで予算にあるんですが、このランニングバイクの関係も含めると、この範囲内でお願ひするのか、新たに指定管理料を加えるのか。

それと、安全性の関係で、軽症ならいいんですけれども、万が一事故があったときのその責任といいますか、その辺どのように考えられているのか、3点お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

まず、第1点のネットについてでございますが、前回全員協議会でパークゴルフからのボールが万一飛んできた場合というお話もございました。このネットにつきましては、1つは先ほどの町長の提案の中にもございましたが、西側でランニングバイクを遊んでいただいて、子どもたちが東側に行く分には全く問題ないんですが、東側ではランニングバイクは使わないでくださいという意味でのネットでございます。

ですから、これまでパークゴルフの方々、大会のときにウォーミングアップで一応ここをお使いになったということも伺っておりますので、そういった場合にそちらの方々もこれまでどおり使えるようにということで、ひとつこのネットを張らせていただくということでございます。

それから、安全配慮ということで、万一パークゴルフからボールが飛んでこないようにとい

うことで、現地に行きますとちょうど東側の一番道路寄りのスタート台のところ2カ所あるんですが、ここがちょうどネットが張られていませんので、ここについては、ネットを張って、とにかく万一西側に飛んでこないような配慮をしていただくということをやりたいというふうに思っております。

それからあと、指定管理料については、先ほど早坂議員のほうからもご指摘がありましたとおり、この平成30年度の指定管理料58万8,000円につきましては、この分を見込んでおりませんので、これからの実績等配慮して、今年度中に検討したいというふうに思っております。

あと、3つ目の安全性でございますが、なかなか職員の方がずっとついているというのは、実際問題難しいことでございますので、まずは、申請をしていただく段階で、これも新たなちょっと作業になるかとは思いますが、公社の職員の方からその使用上の注意とか等をしていただいて、あとは、このちょっと図面の中を見ていただくと、ネットの左側に仮設のベンチを置かせていただくんですが、そこか、あるいはさらに上のほうのあずまや周辺で父兄の方とにかく一緒に見ていただくと。まずは、父兄の方にしっかり子どもさんを見ていただくということで、そういった対応をしていただくように、公社の職員の方から指導もしていただきますし、あと看板3カ所に立てる予定でございますが、その看板でも注意、そういう安全配慮の文面等も入れて配慮をしていただくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 保険の関係なんですけれども、町で掛けている公共施設とか、そういったところにたしか一括して掛けていると思うんですが、こういった施設もそういった対象になるのか。その辺についてお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

町の保険というふうなことでございますが、町の保険につきましては、施設の損害賠償保険というふうな保険に入っております。基本的には、町の公共施設についてはこの保険の対象にはなりません。

ただ、賠償責任保険でございますので、施設に瑕疵があった場合に賠償保険の適用になるというようなことになっているということでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） そうすると、再確認なんですけれども、万が一子ども同士ですので、ぶ

つかって結構大きなけがになった場合には、町としてはどのように対応する考えなのか。お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） あくまでも施設に瑕疵がある場合には、それは保険で対応するということであります。

子ども同士、ここに限らず、どこでもこれ起こり得ると思うんです。子ども同士が何らかの形でぶつかるとかけがをすとか、ですから、それはあくまでもその例えば滑り台であれ、ブランコであれ、何であれ、その施設に瑕疵があるという場合は当然これは町の保険で対応していくというのが原則だろうというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 未就学のあれだということですがけれども、これ未就学かどうかという確認はどのようにしてされるつもりですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

親の方同伴ですので、あくまでも親の方の申告といいますか、ということでやらせていただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 要するに自己申告ということですか。

うそを言って入った場合でもそれは通っちゃうということですかね。一応施設として、そういうこともあり得ると思うので、その辺明確にしておかないと、指定管理受けた職員のほうはかなりそのことで混乱したりということが、要するにぎりぎり厳密にはやらないということで理解してよろしいのでしょうか。

万が一うそで入ってもやむを得ないという考え方で対応するというので、一応その辺確認だけなので、現場で困らないようにということで。

○議長（早坂伊佐雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

最終的には公社が貸し出しとか、けががあればさまざまなことは第一の現場としては、公社になるわけですので、商工観光課長とかいろいろな、もっとも企画財政課長とか、みんなで課のほうでこの場合はこう、あの場合はこうということを今していますけれども、最終的には現場が実際にやってみてというところが視点がないと、今の時点では机上で想定している

段階ですので、今一條議員のおっしゃるような、じゃ免許証を持っているわけではないから、子どもは、ただ、例えばそうやって1年生とか2年生が乗っていると、ほかの人たちからあの人小学校だよとかとなってきた、逆に気まづくなると思いますので、そういうのは、公社のほうであくまでも未就学ということですねと確認をとらせていただいて、良心に訴えて、あとは名前を書きいただきますので、そのようにして、逆に万が一何かあったときに、未就学なのに小学生だったということになると、これもまた大変なことになりますので、そういう面では、公社のほうで確認をとらせていただく。けがのないように、あるいはきのうでしたか、警察のほうで小学校の周りを実は回っているというようなこともありましたけれども、教育長から、公社もやはり時間を見て回って、安全面について確認をするようなことも必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

あくまでも現場として対応の仕方を公社として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号加美町山村ふれあい公園条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号加美町山村ふれあい公園条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第48号 町道路線の認定について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第16、議案第48号町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第48号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案件は、新婚世帯や子育て世帯向けの分譲地とするために整備した下原レインボービレッジ内の1路線で、延長217メートルの町道認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これによりまして、町道の路線数は945路線、総延長は73万7,949メートルとなるものでござ

います。

お手元に議案資料として位置図を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思えます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） それでは、1点だけお伺いいたします。

宅地の販売がされてから1カ月近くになると思うんですけども、現在の販売状況いかなるものでしょうか。確認をさせてください。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

6月3日に抽選会を行いました。5月末日に一旦締めまして、13区画のうち10区画応募がございました。それで、3日に抽選を行いまして、10名のうち8名の方が区画を特定をされました。お二人の方はちょっと保留ということで、まだ結論は出されておられません。この後、今月下旬に契約を予定しております。その契約日で8組の方が契約をしていただければ、あと翌日からお二人の方と残っている3区画、お二人の方がそれまでに結論を出していただければお二人の方もそこで決まるんですが、ですから、5月、6月の下旬に残っている3区画あるいは5区画をそこから再度募集という形になります。

それ以降については、先着で残っている区画をおとりいただけるということでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） であれば、この8区画は最初の先行の予約のあれ、数ということで理解してよろしいんですか。

それで、じゃなければ、たしか最初は町外を優先にということで募集をかけたはずなんですけれども、そちらのこの8区画の方々の内訳といいますか、町内の方、町外の方わかりますでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

先行ということではなくて、事前に申し込みいただいた方、その方々に6月3日にお集まりいただいて、まずはその抽選をするための抽選をさせていただいて、それから今度2回目

区画を選んでいただくというやり方をしましたので、あとその所在市町の内訳でございますが、お一方が仙台市、それからもう一方が色麻町、それ以外の方は町内の方でございます。以上です。（不規則発言あり）

説明が不十分で申しわけございませんでした。

町外枠というのがあるんですが、そこまで数がいっていませんので同じ条件で抽選をしていただいております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 11番工藤清悦君。

○11番（工藤清悦君） 企画財政課長に教えていただきたいんですけども、今回町道認定になった場合に、国の届け出多分あると思うんです。国への届け出。というのは、地方交付税の部分の影響があるので、その手続というのはどういう流れの中でいくのかどうかということをお教えいただきたいと思っておりますし、この町道多くなったことで、それは言わないほうがいいかな。何ぼ交付税ふえたのか。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長、お答えをさせていただきます。

まず、きょう町道認定のご可決をいただきました後に道路台帳の整備をしなきゃならないと。そこで延長なり、その道路の面積をきちんと出しまして、その結果が出た時点で交付税への算入と、申請というふうになります。

それから、交付税の幾らなのかというご質問でございます。交付税につきましては、延長と面積それぞれで出します。平成29年度の試算でいきますと、現在727キロメートルに対しまして、6億2,500万円ほど入っております。ただ単に、単純に幅員等々勘案しないでただ単に延長で見ますと、1キロ当たり86万円と。したがって、先ほど217メートルということでおりましたので、18万6,000円ぐらいが交付税として算入されるということになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 来るとき現場見てきたんですけども、幅員が6メートルということで、この路線、駐車禁止にするのかしないのか。既に公安委員会と折衝していれば、その経過と見通し。していなければ、その点についての考えを。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長です。

この路線については、まだ路線認定されていないということで、公安委員会等の協議はまだ

やってございません。

ただ、町の考えといたしまして、住宅地内の道路ということで、その辺駐車禁止ということにしたいと考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第49号 平成30年度加美町一般会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第17、議案第49号平成30年度加美町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第49号平成30年度加美町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回既定予算に歳入歳出それぞれ1,185万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ133億5,232万2,000円とする補正予算を行うものであります。

歳入については、県支出金として担い手確保・経営強化支援事業補助金335万6,000円増、繰入金として交流資源利活用推進基金繰入金600万円増、諸収入として自治総合センターコミュニティ助成金250万円増であります。

歳出の主なものについては、総務費では自治総合センターコミュニティ助成事業補助金250万円増、農林水産業費では異常気象対策支援事業補助金342万7,000円増、担い手確保・経営強化支援事業補助金335万6,000円増、商工費では総合交流ターミナル施設整備修繕工事518万1,000円増、教育費では宮崎中学校スクールバス運行委託料140万4,000円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番沼田雄哉君。

○9番（沼田雄哉君） 9番です。時間のほうちょっと気になるんですけども、3点お願いします。

まず1つ目、6ページです。第2款総務費第1項総務費の中のまちづくり推進費について、この中で備品購入費ということで、施設管理用備品として44万8,000円、また負担金補助及び交付金として地域運営組織支援事業として60万円計上されております。これは、町政懇談会で説明がありました旭地区運営組織準備委員会に伴う備品であるとか活動補助だと思いますが、この事業について交付税措置がなされるのか。

また、現時点での進捗状況どうなっているかお願いします。

それから、2つ目なんですけれども、7ページ、第3款民生費、社会福祉費の中の宮崎福祉センターの修繕料として128万6,000円、それから、施設清掃委託料として115万2,000円計上されています。今平成30年度が始まってまだ2カ月ちょっと。6月の補正にしてはちょっと大きな額に思うんですが、この内容についてお願いをいたします。

それから3つ目、8ページ、第10款教育費第2項小学校費の中の宮崎小学校費、支障木伐採業務委託料98万3,000円が計上されています。

それから9ページ、第5項社会教育費、公民館費の中の中新田公民館費に支障木伐採業務委託料96万9,000円が計上されています。この内容についてお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

まちづくり推進費の備品購入と負担金補助及び交付金、地域運営組織の設立のために計上したものでありまして、旭地区公民館のほうに集落支援員を配置しております。その集落支援員に関するものが特別交付税の対象になるということで、具体的には、会員に必要な印刷・資料代とか、それと活動の旅費とか、それと外部のアドバイザーが必要であれば、そのアドバイザーに係る費用、そういったものが特別交付税の対象になるというものでございます。

ただ、この中でどの程度対象になるのかというのは、実際に支出した内容、そういったものを検証しなければ、その対象になるかどうかはわかりませんので、その金額がまだ確定はできませんけれども、一部対象になるということでございます。

それと、旭地区の地域運営組織の進捗状況ということになりますけれども、4月1日から先

ほど言った地域集落支援員を配置しておりまして、その後旭地区の20代から40代の方々、これを旭地区の区長さん方の推薦によりますけれども、推薦をいただきまして、約20名で旭地区をさらによくするプロジェクトというものを立ち上げまして、現在3回目の会合を開いております、旭地区の将来像について話し合っております。

そして、このプロジェクトが主体となりまして、これから6月10日におきまして旭地域づくり塾というものを地区民を対象にして開催する予定にしております。

さらに、その準備委員会のほうを6月24日に立ち上げを予定しております、その後本格的に地域運営組織への移行のほうを検討していきたいと、このような状況になってございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

宮崎福祉センターの修繕料及び委託料についてでございます。

修繕につきましては、宮崎福祉センターのコミュニティーホール内に倉庫がございまして、その倉庫のドアが4月4日、年度始まってすぐなんですけれども、4月4日に外れてしまったと。脱落したということで、この扉というのは、構造的に上にレールがありまして、そこにつり下げられている構造になっております。若干傾斜がついていまして、自然に閉まるという構造でございます。このドアが100キロ以上、推定ある重いものでして、それが外れてしまったと。この北側のホールの北側の倉庫のドアが外れたんですけれども、同じような構造になっております南側のドア、こちら調べましたところ、同じようにボルトが外れている箇所があったと。この宮崎福祉センターは平成6年の開館ということで、24年、四半世紀過ぎておりまして、やはりいずれも経年劣化ということで、交換の時期になっているということでございまして、このホールが年間を通じて最も使われるのが学童保育ということでもございます。

そういったことで、安全性あるいは防火管理の点からも早急に対応が必要ということでございまして、今回この修繕料ということで128万6,000円計上させていただいております。

次に、施設の清掃委託料でございます。こちらにつきましては、施設の日常の清掃業務、こちらの委託に係るものでして、本来当初予算に計上するべきものでございました。端的に申し上げまして、計上漏れということでございます。全く人為的なミスでございます。申しわけございません。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

宮崎小学校の支障木伐採業務委託料98万3,000円でございますが、これにつきましては、本年3月に付近の区長さんのほうから指摘がございまして、教育総務課のほうで現場確認した結果、倒木の危険がある3本を伐採をするということで、その委託料でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

公民館のほうの支障木伐採の関係でございます。こちら側につきましては、鳴瀬地区公民館の敷地の南西部にあります松の木がございまして、そちらのほうがち枯れをしておりますので、周辺の電話線あと電線などに影響を与えるような形で傾いておりますので、早急に伐採をする必要があるということで、今回補正をお願いしたものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 沼田雄哉君。

○9番（沼田雄哉君） ただいま3つ答弁をいただきました。3つまた再度聞きたいんですけども、何か時間の関係があるので、1つだけにしたいと思います。

1つ目の地域運営組織支援事業、これは旭地区を対象に今進めているわけですが、これ以外に検討している地区はあるものか。

また、話が進んでいるところがあるか、この辺お願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（三浦勝浩君） 協働のまちづくり推進課長です。

まずは、現在取り組んでいる旭地区の設立、それが第一であるというふうに考えております。そして、その後設立しましたら、設立までの過程を検証いたしまして、それに基づいてガイドラインを作成すると。来年度におきましては、できればそのガイドラインを活用しまして、ほかの地域においても設立に向け取り組んでいきたいと思っておりますけれども、どの地域で取り組んでいくかということは、現在まだ決めてはおりません。

ただ、この組織を立ち上げるためには、地域の区長さん方との話し合いが一番大切であるというふうに思っておりますので、これらを区長さんといろいろ話をしていきながら、地域を決定していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

そのほか質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 議長のご配慮に感謝申し上げます。遠慮して手を挙げられないかと思

っておりましたので、ほっとしております。

1点だけ総務管理費、一般管理費の委託料でございます。法律顧問弁護士委託料34万6,000円、これについて、先日新聞報道で出ましたことに対する裁判の費用かと思うんですが、訴訟の内容についてお聞きしたいと思いますが、答えられない場合は結構でございますが、答えられる範囲で教えていただければと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

今回の訴状によるものでございますけれども、内容等につきましては、これから裁判で係争する関係もございますので、詳細については答弁を勘弁していただきたいと思っております。

大まかな内容といたしましては、再度の学校のスクールソーシャルワーカーについて、今年度再度の任用がされなかったことが違法であるという内容でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 6ページの自治総合センターコミュニティ助成事業、地区の集会所の助成だと思っておりますけれども、だとすれば、場所、どこの行政区か教えていただきたいと思ひます。

それから、7ページの担い手確保・経営強化支援事業の内容。

それから、9ページのスクールバス運行委託料が載っていますけれども、なぜ補正なのかということ、この3点お願ひします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

1点目の自治総合センターコミュニティ助成事業250万円につきましてご説明を申し上げます。先ほども集会所の条例の関係で、一部この自治総合センターという名前が出てまいりましたが、先ほども総務課長が申し上げましたように、この宝くじの受託事業を行ってございまして、その収益でもっていろいろな地域のコミュニティーに対して助成を行っているという団体でございます。

ことし、250万円の内訳でございますが、宮崎地区の宮崎太鼓の会、凌雲炎舞太鼓という団体がございまして、そこにおきまして太鼓の購入と今ある太鼓の改修等々がございまして、それらに要する経費でございます。

詳細に申し上げますと、3尺3寸の大太鼓がございまして、これは両面の皮を張ると。これ

が消費税抜きで70万円の見積もりとなっております。そのほかに、宮太鼓、おけ太鼓それぞれ2台の購入、それから、四丁掛締太鼓といったものが1台で、計5台の新規購入と。合わせまして総額250万円の予算を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（嶋津寿則君） 農業振興対策室長です。

2番目の担い手確保・経営強化支援事業についてご説明をいたします。今回335万6,000円を歳入歳出同額補正予算で計上させていただきました。この事業につきましては、平成30年2月1日に成立しました国の平成29年度予算を財源とした事業でありまして、地域で農地の集積とか集約化に取り組む地域におきまして、先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む担い手に対して融資を受けて行う農業機械・施設の導入に対して支援をするものであります。

今回本町におきましては、担い手法人につきまして、水稻用のコンバイン4条刈り1台を要望しておりましたが、4月6日に配分がありまして、今回自己資金を除いた総額経費の2分の1を補助金として国から交付され、それであとはその事業主体のほうに配分するものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

宮崎中学校のスクールバス運行委託料でございますが、本年4月に新しく宮崎地区の根岸地区、桜町のほうから新生生があったわけでございますが、この生徒がスクールバスの運行対象であるということが学校のほうで把握漏れということでもございました。当初は、中学校のスクールバスを運行しようというふうに見たようでございますが、実際道路が狭くて、中学校のスクールバスでは中にまで入っていけないということで、民間のタクシー業者と契約をして、スクールバスとしての運行を委託するというものでございます。

現状では、4月から7月までの4カ月分、現在の未執行の予算を使って運行をさせていただいております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。13番伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 先ほど沼田議員が8ページと9ページで支障木の件で質問なさっていましたが、あの支障木は切って終わりですか。それともまたどうか、処分の方法あったんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

今回の支障木につきましては、廃棄まで業者のほうに委託をする予定でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） それだと、町長が常に言っている「薪の駅構想」からちょっと外れているんじゃないかなと。町長そう思いませんか。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長です。

鳴瀬公民館のほう、松の木11本ございます。一応そちらのほうにつきましては、現在のこの予算の現在計上させていただきましたのは、産廃として処分をするということでございますが、現在森林組合さんのほうといろいろお話し合いをさせてもらっておりまして、チップに加工してやることも可能という話がちょっとありまして、切ったその松の木ですので、ちょっと薪にはちょっとなかなか不向きということだそうでございます。

チップとして活用できるということであれば、そちらのほうに回すことも今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 十分に「薪の駅構想」にご配慮いただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

このとおり、私が何を言わずとも、うちの職員そういった考えのもとに今取り組んでいるようでありますので、ご理解いただき、またこれからも応援をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 最後になってしまいましたが、3点だけお伺いします。

8ページの総合交流ターミナル施設費、施設設備修繕工事が補正予算になっていますが、これはなぜ補正なのかということとどこの場所のことなのかということをお伺いします。

それから、ごめんなさい。前に戻って、農林水産業費の異常気象対策支援事業なんです、これが本当になぜ補正に上げられているのか。先般の豪雨とか寒冷地の異常気象による支援かと思うんですが、この説明をお願いします。

それから、関連なんです、どこで聞いたらいいかかわからないので、ちょっと工事請負費の中で聞きます。これは、補正予算ではないのかと思うんですが、なぜ防雪柵がいまだに立ったままで、宮崎線なんかずっと立ったままなんです、これは当初予算のはずなのに、なぜおくらしているのか。そして、これはいつやるのかとか、そういうのをここで聞いてだめです

か。なぜおくられているのか、いやいつやるかということを確認したいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

8ページの総合交流ターミナルの施設費の施設設備修繕工事についてでございます。これにつきましては、ぶな林の空調設備の改修工事ということでございます。ぶな林のエアコンなんですけど、平成11年から稼働しているものでございまして、この屋外機、外に置いてある1台が3月の末に寒さのために故障して運転できない状況になっておりまして、この関連で室内機6台の交換も含めてお願いをしたいということでの補正でございます。

なお、何で緊急性があるのかというところなんですけど、屋内機のうちの一部が地ビールの麦芽粉碎室という麦芽を粉碎する部屋があるんですけど、そこで麦芽の保管もしておりまして、温度管理が必要だということで、これから夏を迎える前に何とか修繕をしたいということでの緊急的な補正予算ということで、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子議員に申し上げます。議案が補正予算でございますので、先ほどの件につきましては、本会議終了後、所管の課長に確認をお願いしたいと思います。

農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

7ページの異常気象対策支援事業の342万7,000円でございますが、これについては、今年の8月の長雨に対する大豆に対する助成でございまして、被害状況を確定して農協さんのほうから補助金交付要請書が上がってきたのが3月27日でございますので、今回の補正でお願いしたいと。

内容につきましては、大豆の乾燥調整、キロ当たり22円のうち町が2円50銭、農協が2円50銭、合わせて5円を助成するものでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 関連、17番三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 17番三浦です。6番議員の異常気象対策支援事業について、今年の長雨の大豆の乾燥調整ということで、農林課長から答弁いただきました。

といいますのは、今年のことであっても、何ら支障なく平成30年度の予算に計上できるというのは、これは何の予算的な計上仕方については違反とか、そういうのはないですよ。というのを1点確認ね。

それで、今年の長雨ということで、産経の常任委員会が9月11日に開催をしております。その中において、農作物の生育状況、現地調査等を行いました。その資料に基づいてお話をし

ているんですが、8月31日、幹事会を開催して、農作物の状況を調査しております。そこで、大豆だけじゃなく、水稻、野菜、加工トマト等の野菜等も調査しております。それで、大豆については転作田で水が停滞し、一部立ち枯れ、あと野菜が定植できない状況、加工トマトは半作の状況という結果を産経の常任委員会で報告しておりますし、さらには、8月の農協の出荷量、野菜の関係ですが、ネギが1,500万円の減、タマネギが100万円、ホウレンソウが140万円、産直野菜が92万6,000円という調査結果も出ております。

それによつての加えまして、議会として猪股町長宛てに異常気象に伴う農作物被害対策に関する要望書を提出しております。早急に被害の実態を把握し、迅速かつ適切な措置を講ずるよつにという要望書が出されております。

なお、同じ日に中山間地農業を元気にする委員会ということで、伊藤代議士を初め、国の官僚を含めた方々が現地調査をしております。

そんなことで、なぜ大豆だけにこだわつて、この6月、先ほどは3月21日に農協から被害報告受けたということでございますが、なぜこのような調査をした上にもかかわらず、大豆だけに救済措置を講じるのか。その辺について、まずお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 最初、予算措置については、問題ないというふうにしてございます。

あと、野菜の関係でございますが、ネギが最終的には1,900万円ほどの減収になったと。ただ、その分加工用キャベツが豊作でございまして、それで約1,570万円のプラスだったと。あと、加工トマトにつきましては、390万円ほどの減収ではございましたが、この加工用トマトについては、契約栽培ということで、契約野菜収入確保モデル事業交付金というふうな措置がございまして、反当当たり2,766円が交付されてございます。

大体その災害の状況が見えてきた11月27日に幹事会をまた開かせていただきまして、その時点で農協さんのほうから要望があったのは、大豆の乾燥調整支援事業と農業災害資金支援事業をぜひやってほしいというふうな要望がございましたので、逆に言えば、野菜についてはその要望がございませんでしたので、農協さんから要望があった大豆の乾燥調整の支援と資金の関係の支援というふうな形でさせていただきました。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 農協の要望からあったから、今回は大豆に補助金を出したと。じゃ、これから加工トマト生産者が要望出せば、当然ながら時期ずらしても補助金を出していただ

ますよね。町長、考えをお聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今農林課長が申したように、別の補助制度もありますので、これはトータルにやはり考えていかなくちゃないだろうと。

1つの品目だけを捉えるのではなくて、それぞれの農家でネギも栽培し、あるいはキャベツも栽培し、ネギは減収だったけれども、キャベツのほうはむしろ増収だったと。そういったトータルでこれは判断をしていくということでしょうし、何といたってその方々は農協の組合員でもありますから、やはり農協さんとの連携をとりながら、適切に対応していくということだろうとっております。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 町長言葉尻かもしれませんが、トータルという、そのものでこれまで町でも調査やって、結果がこう出ているんですよ。それが農協から申請要望出されないからということで、他の関係の作物については、支援制度があるとかということもあると思いますけれども、実際泣いているんですよ。農家の方々が。去年の長雨で、野菜そうじゃないですか。

長雨ということは定植できないわけですから、その分秋に影響するわけでしょう。ですから、今町長が言うように、トータルで考えるという、ただ単純に農協だけじゃなく、町も実際被害状況を多分把握はしていると思います。しているんですけども、それは1品目にこだわることなく、異常気象ということになれば、私は全体的に見るべきじゃないかというふうに思いますので、町長、もう一回お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり基本的には、私個々の数値について把握をしておりませんが、やはり基本的には町単独ということではなくて、今回もそうなんですけれども、2.5円ずつということで、農協と町とで出資をするわけでありまして、やはり足並みをそろえて行うということが私は大事だと思っておりますので、今後は、一番農協さん、状況把握しているわけですから、農協との連携をとりながら、適切な対応、支援というものを考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 1点だけ伺います。

6ページの一番下なんですが、ランニングバイクの管理用備品が50万円減額になっておりま

す。前回第1回の補正で4月13日に50万円を計上して、この第2回で50万円を減額している
と。この辺のいきさつ、十分検証して予算組んでいるのかどうかをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

これにつきましては、その1つ上の原材料費のほうへの組み替えということで、実際の備品
ということで当初置かせていただいていたんですが、いわゆるコースをつくる際の擬木とか
塩ビ管とか、そういった備品というよりはもう材料になるということで、そういったこと
での組み替えということでご理解ください。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） あえて申し上げます。予算計上のときは、きちんと項目立てをして願
いいたします。（「はい、気をつけます」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 質問しない覚悟でいたんですけれども、今木村議員が言った関連なん
ですけども、やはり、この組み替えしますよね。組み替えする前に問題があるんです。これ
は。ここに載っている地方創生交付金事業、これ認められれば2分の1補助出るんですよ。
国からね。

そういうのをしないでやるから、全部一般財源になるんです。

町長、首振っていたからどうぞ。何かあるんでしょうから。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然内閣に事前相談はしておりますので、その心配はございません。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） 私言ったのは、ここの分を当初から、内閣府でもどこでもいいんです。

そこに申請しておけば、この分も2分の1助成対象になるのではないかということを書いて
いるんです。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これ当初から申請に入っております。内閣府の申請の中に、いや、外れ
たんじゃなくて、これは当時カラーコーンとか、ああいったものを購入して、備品として購
入してというふうに考えていたわけでありましてけれども、担当課のほうでできるだけ地元
にお金が落ちるようにということで、地元の業者のほうにお願いをして、これはつくるとい
うことですね。ということにいたしましたので、そのためのこれ組み替えということでありま

すので、ご了解いただきたいと思います。

当初からこれは申請、推進交付金の額として申請している額に含まれております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） これ組み込まれて申請していれば、補助対象にならなかったんですよね。

国県支出金も何もないんですよ。そこ言っているんです。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

当初この備品につきまして、減額50万円してございますが、これは補助対象ということで、2分の1、地方創生推進交付金が該当になってございます。

その分を今回原材料として、そこに組み替えをしたということで、今回の補正はその他のもの、それ以外のものが単独ということでご理解をいただきたいと思います。

ですから、備品購入費をなくしまして、原材料回しましたが、原材料の50万円のうち半分の25万円は、補助対象になってございますが、これは当初として組み替えをただけなので、この補正の増額には出てこない。ここにはそれ以外のものが今回の補正増となったということで、一般財源としてのっているのは、今回新たに必要になった部分でございまして、既存からのっていました部分は、組み替えをしたということで、この補正額には出てこないということでご理解をいただきたいのです。（「なし」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） では、確認をさせていただきます。そのほか質疑はございませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号平成30年度加美町一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号平成30年度加美町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第50号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第18、議案第50号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第50号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回歳出の総額を補正前と同額の26億9,000万円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

内容は、総務費において高額療養費制度の改正等に伴い、システム改修に要する電算委託料を増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第51号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第19、議案第51号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第51号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員大宮信彦委員の任期が6月28日までとなっておりますので、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、議案第51号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決は、会議規則第81条第1項の規定に基づき、無記名投票で表決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（早坂伊佐雄君） ただいまの出席議員は17名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に11番工藤清悦君、12番伊藤 淳君を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に11番工藤清悦君、12番伊藤 淳君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（早坂伊佐雄君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（早坂伊佐雄君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票においては、議席で投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に、投票をお願いします。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（早坂伊佐雄君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。11番工藤清悦君、12番伊藤 淳君に開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（早坂伊佐雄君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 17票

うち 有効投票 17票

無効投票 ゼロ

有効投票総数中

賛成 17票

反対 ゼロ

以上のとおり、賛成が全員であります。よって、議案第51号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第19 議案第51号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（早坂伊佐雄君） お諮りいたします。日程第20、議案第52号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第21、議案第53号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、日程第22、議案第54号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を会議規則第

36条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第20、議案第52号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第22、議案第54号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第20、議案第52号から日程第22、議案第54号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第52号から議案第54号までは、加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める案件でございますので、一括してご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の3人の委員の任期が6月22日で満了となりますことから、同委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第52号は、平成24年から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております三浦庄一郎さんを引き続き選任するものでございます。

議案第53号及び54号では、新たに岡町行政区の森田和男さん、東町行政区の渡邊俊次さんを適任と考え、選任するものでございます。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに、議案第52号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第21、議案第53号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第54号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号加美町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第23 議案第55号 加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第23、議案第55号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第55号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、定例会冒頭に報告いたしました教育委員会事務部局の職員が起こした不祥事に対して教育長は、教育委員会事務部局の事務を統括し、職員を指揮監督するという立場にあり、また、教育委員会事務職員の不祥事が続いたことから、教育長の7月分の給料を10%減額する条例の一部改正を行うものであります。

なお、管理監督責任により、管理職2名に対しても訓告の措置を行っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正についての採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号加美町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第56号 工事請負契約の締結について（平成30年度町道長清水宮崎線橋梁架け換え工事）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第24、議案第56号工事請負契約の締結について（平成30年度町道長清水宮崎線橋梁架け換え工事）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第56号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、薬菜地区と陶芸の里スポーツ公園を經由し、ゆ〜らんどを結ぶ幹線道路として平成26年4月から整備を行ってまいりました町道長清水宮崎線の拡幅改良事業の残りの区間を整備するものです。

同路線は、平成29年度までに全延長1,827メートルのうち、1,687メートルの改良工事が完了しております。今回残りの延長140メートルの区間の橋梁かけかえと道路拡幅改良工事を行うもので、工期は平成31年3月29日までとするものであります。

8社を指名して、6月5日に指名競争入札を行った結果、旭興業株式会社が7,200万円で落札しましたので、同社代表取締役浅野新一と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条

第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、お手元に入札に関する資料及び橋梁一般図等を配付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号工事請負契約の締結について（平成30年度町道長清水宮崎線橋梁架け換え工事）の採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号工事請負契約の締結について（平成30年度町道長清水宮崎線橋梁架け換え工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第57号 物品購入契約の締結について（平成30年度雪寒機械（11t級車輪式除雪ドーザ・ロータリ装置付）購入）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第25、議案第57号物品購入契約の締結について（平成30年度雪寒機械（11t級車輪式除雪ドーザ・ロータリ装置付）購入）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第57号物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、宮崎支所に配備しておりました13トン級車輪式除雪ドーザ・ロータリ装置つきが15年経過し、更新時期を迎えましたことから、新たに購入するもので、指名競争入札により、3社を指名して、6月5日に入札を行いましたところ、ロジスネクストユニキャリア株式会社古川支店が3,048万円で落札いたしましたので、同支店長千葉 茂と物品購入契約を締結する

ため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、納入期限は、平成31年3月29日としております。

お手元に指名競争入札に関する資料を配付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号物品購入契約の締結について（平成30年度雪寒機械（11 t 級車輪式除雪ドーザ・ロータリ装置付）購入）の採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号物品購入契約の締結について（平成30年度雪寒機械（11 t 級車輪式除雪ドーザ・ロータリ装置付）購入）は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第58号 物品購入契約の締結について（平成30年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第26、議案第58号物品購入契約の締結について（平成30年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 議案第58号物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

本案件は、住民バス車両のうち、パイロットスクール先頭で使用している車両が購入後24年を経過し、維持管理が困難であることから、更新するものです。

指名競争入札により8社を指名して、6月5日に入札を行いましたところ、有限会社堀越モーターズが816万7,000円で落札いたしました。

つきましては、同代表取締役堀越信市と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、納入期限は、平成30年11月20日としております。

お手元に指名競争入札に関する資料を配付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号物品購入契約の締結について（平成30年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）の採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号物品購入契約の締結について（平成30年度加美町住民バス車両（29人乗り）購入）は、原案のとおり可決されました。

日程第27 請願第1号 公衆用道路の自由往来に関する請願書について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第27、請願第1号公衆用道路の自由往来に関する請願書についてを議題といたします。

総務建設常任委員会に付託しておりました本件について、委員長の報告を求めます。

○総務建設常任委員長（沼田雄哉君） それでは、委員長報告を申し上げます。

平成30年3月16日に総務建設常任委員会に付託されました請願第1号公衆用道路の自由往来に関する請願書について、審査の過程における各委員からの意見及び審査結果についてご報告申し上げます。

本請願は、私有地内にある町所有地の占用許可により、周辺への往来に支障を来していることから、公衆用道路孫沢字東沢152・153・154を旧宮崎町が業者に占用を許可した時点から現在に至るまでの経緯、事実関係を明らかにすること、並びに土地所有者の当然の権利として、所有地に自由に安全に往来できるようにすることを求めているものであります。

本件について、当委員会では、現地の状況を確認するとともに、町及び請願者、紹介議員などから聞き取りを行い、本件に係る経緯並びに事実関係等について調査を実施しました。

また、請願者が所有する土地への往来について、妥協案を模索するなど、問題解決に向けた調査を実施してまいりました。

しかしながら、審査の過程における意見としては、請願の内容について請願者全員の意思統一が図られていない、利害関係者に対する町の対応は丁寧さを欠いている、議会は行政機関の事務について監視機能を有するものの、住民との係争問題などには口を挟むべきではないなどの意見がありました。

本件は、係争事案として今後裁判にまで発展する可能性を有しており、議会における請願の採否の決定は、司法権の侵害に当たる可能性もあることから、本件に対して議会としての意思の決定を図るべきではないとし、採決の結果、全会一致をもって本請願を請願者に対して差し戻すべきものと決定いたしました。

なお、議会における請願の採否の決定については、行政処分とはならず、請願者の権利、義務や法律関係に何ら影響を及ぼすものではないので、本件の解決に向けた協議を継続し、双方が納得する結果が得られるよう努力していただきたい。

特に、町においては、説明責任を十分に果たし、理解が得られるよう努力するとともに、誠意ある対応に努められるよう望みます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号公衆用道路の自由往来に関する請願書についての採決をいたします。

お諮りいたします。この請願に対する委員長報告は差し戻しです。この請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号公衆用道路の自由往来に関する請願書については、委員長報告のとおり差し戻しすることに決定いたしました。

日程第28 議員派遣の件について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第28、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第29 閉会中の継続調査について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第29、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長沼田雄哉君より「行財政の健全化と政策課題について」、「安心して生活できる生活基盤の整備について」、教育民生常任委員会委員長高橋聡輔君より「学校教育及び生涯学習の充実について」、「保険、医療及び福祉体制の充実について」、産業経済常任委員会委員長三浦英典君より「産業の振興と地域活性化策について」、議会広報常任委員会委員長伊藤由子さんより「議会だよりの編集に関する事項について」、議会運営委員会委員長木村哲夫君より「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」、「議会改革議会活性化等について」、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長佐藤善一君より「放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について」、筒砂子ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂忠幸君より「筒砂子ダム及び道路改良等環境整備並びに地域振興に関する事項について」、以上7委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月13日までとなっておりますが、会議規則第7条の

規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして平成30年加美町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時46分 閉会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月8日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 一條 寛

署名議員 工藤清悦